

市政ニュース

あま市役所

開庁時間 午前8時30分～午後5時15分
 開庁日 土・日曜・祝日

甚目寺庁舎に 手話通訳者を配置しています

火曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
 木曜日 午前9時～正午
 ※上記以外の曜日、または甚目寺庁舎以外での利用につきましては、お問い合わせください。

問合先 社会福祉課
 ☎444・3135 FAX443・3555
 ✉shogai@city.ama.lg.jp

保険・年金

保健指導のご案内

あま市国民健康保険は、国民健康保険に加入する40歳以上の方を対象に、特定健康診査を実施し、その結果から将来的に生活習慣病の発症リスクが高いと判定された方に対して、健康づくりの応援として健康教室等の保健指導のご案内をしています。

特定健康診査を受診されていない方でも、健康診断等の結果を提供していただくことで、同様のご案内が可能です。

皆様が健康的な生活を送ることができるよう多くの方に保健指導を利用していただきたいと考えています。特定健康診査を受診されていない方も、人間ドックや職場での健康診断等の結果を保険医療課(甚目寺庁舎)にご提供いただくことで、同様のご案内が可能ですので、ご利用ください。

問合先 保険医療課
 ☎444・3168

「ジエネリック医薬品」をご存知ですか

ジエネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に販売されるもので、新薬と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品です。新薬に比べて薬の値段が4割から5割程度安くなるものもあり、慢性的な病気によって薬を長期間服用する場合等は、ジエネリック医薬品の使用で薬代が安くなる場合があります。また、製造には国が厳しい規制や基準を定めていて、安全と認められたもののみが販売されています。

ジエネリック医薬品は医療用医薬品のため、病院や診療所の医師による処方せんが必要です。

処方希望する場合は、かかりつけの医師や薬局の薬剤師にご相談ください。また、ジエネリック医薬品希

望シールを健康保険証に貼り付けることで、気軽に手軽に使用の意志を伝えることができます。

問合先 保険医療課
 ☎444・3168

戸籍・届出

住民票の写し等の第三者交付にかかる 本人通知制度を利用してみませんか

市では、住民票の写しや戸籍謄本等を代理人や第三者に交付した場合に、その交付した事実を事前登録した方へお知らせする本人通知制度を実施しています。この制度の利用によつて、不正請求の早期発見につながり、個人情報等の不正利用防止や事実関係の早期究明が期待できます。

なお、住民票の写し等を交付した代理人や第三者の個人に関する情報はお知らせできません。

登録窓口 市民課(甚目寺庁舎)、七宝・美和市民サービスセンター

登録できる方

- ・市に住民登録されている方、または、転出されてから5年以内の方
- ・市に本籍がある方、または本籍が過去にあった方

※その他詳細につきましては、お問い合わせください。

必要な持ち物を持参のうえ、市役所開庁時間内に、ハガキに記載のある交付場所へご本人が来庁していたら、取得することができます。

問合先 市民課
 ☎444・3167

合わせてください。

問合先 市民課
 ☎444・3167

マイナンバーカードを取得してみませんか

マイナンバーカードは本人確認書類として利用でき、e-TAX等の電子申請等にも利用できます(電子申請等の詳細は利用先にお問い合わせください)。取得には、郵送やパソコン等で申請する必要があります。申請後1か月程度で交付通知ハガキがご自宅に届きます。

必要な持ち物を持参のうえ、市役所開庁時間内に、ハガキに記載のある交付場所へご本人が来庁していたら、取得することができます。

問合先 市民課
 ☎444・3167

あま市公共施設等総合管理計画 策定委員会の開催について

市では、公共施設が抱えるさまざまな課題等について、市民代表や学識経験者等による委員会を設置し、協議しています。

委員会は、傍聴することができますので、傍聴してみませんか。

日時 2月4日(月)午前9時30分から
場所 市役所本庁舎 特別会議室
問合先 企画政策課 ☎444・1712

無戸籍でお困りの方へ

日本国籍を有するものの、出生の届出がされないことで戸籍に記載がされていない方は、戸籍謄本等により身元を証明することができない、各種行政サービスが受けられないなど、社会生活上さまざまな不利益を被ることがあります。

法務局では、戸籍に記載がない方が、戸籍に記載されるための支援を行っていますので、ご相談ください。

問合先 名古屋法務局津島支局

☎0567・26・2423

市民課

☎444・3167

子育て



子育て応援

ファミリー・サポート・センター依頼会員を募集します

依頼会員

子育てのお手伝い(お子さんの送迎・一時預かり)をしてほしい方、地域の方にお願ひしてみませんか?

登録説明会

日時 ①2月26日(火)②3月18日(月)

午前10時～11時45分

場所 ①七宝公民館 ②美和公民館

対象 生後6か月から小学校6年生

までのお子さんがいるあま市、または大治町内在住もしくは在勤の方

定員

30人
※妊婦さん、または生後6か月未満のお子さんをお持ちの方も仮登録可能。事務局へお問い合わせください。

※①・②いずれかの説明会への参加が必要です。都合がつかない場合は事務局へお電話ください。

申込 説明会の3日前までに電話、またはメールでお申し込みください。

※説明会の無料託児有ります。(生後4か月から未就学児まで、要予約、定員有り)開催日1週間前までに申込みが必要です。

【メール申込】件名「ファミリー・サポート申込み」、本文に「説明会氏名、電話番号、受講日、託児の有無(有りの場合は名前、月齢・年齢)」を記入して送信してください。

問合先 あま市・大治町広域ファミリー・サポート・センター事務局(甚目寺庁舎子育て支援課内)

☎462・0150

FAX 462・0160

☒ ama-hanufamisapo@covernet.ne.jp

平成31年度放課後子ども教室の申込みについて(甚目寺地区)

平成31年度の申込みを受け付けます。なお、平成30年度に登録された方ももう一度手続きが必要です。
実施日・時間 学校給食のある平日の授業終了後から午後5時
※土・日曜・祝日及び長期休業日(夏休み等)は実施しません。

対象 甚目寺小学校、または甚目寺南小学校に在籍する児童
※平成31年4月以降の小学校1年生から6年生

定員 各校50人
参加費 年額2,200円(傷害保険料や活動での教材費分)

児童の帰宅方法 徒歩か自転車による保護者、またはそれに代わる大人のお迎えが必要です。

申込

仮受付

受付場所 子育て支援課甚目寺庁舎
受付期間 2月4日(月)から12日(火)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土・日曜・祝日を除く)

定員を超えた場合

抽選を行い、当選者番号・補欠者番号を市公式ウェブサイトに掲載します。当選者には2月下旬に

申請書を、補欠者には通知書を送付します。その後、3月上旬に登録説明会を開催します。

抽選日時・場所 2月15日(金) 午前10時から 子育て支援課(甚目寺庁舎)
※出席は任意です。

定員を超えなかった場合

2月下旬に申請書を送付します。その後、3月上旬に登録説明会を開催します。

※登録説明会の詳細は、申請書送付のときにお知らせします。

問合先 子育て支援課

☎444・3173

育児休業あけで職場復帰される方へ 保育施設の入園予約ができます

平成31年度中に育児休業を終えて元の職場に復帰する方は、お子さんの年度途中入園の予約申込みができます。勤務先が発行する育児休業証明書等を添付して提出してください。なお、定員を超えた場合は抽選等になることがありますので、ご了承ください。

対象 平成31年3月末までの出生児の保護者、または出生予定の方で、平成31年度中に育児休業法に基づき育児休業を終えて元の職場に復

帰する方。ただし、同居の親族のすべてがお子さんの家庭保育をできない場合に限ります。

※常勤的な雇用形態(勤務先から健康保険証を交付されている)で勤務している方のみ対象になります。

申込書交付期間及び場所

2月4日(月)から3月7日(木)までに子育て支援課(甚目寺庁舎)、七宝・美和市民サービスセンターで交付します。

申込書受付期間及び場所

3月1日(金)から7日(木)まで子育て支援課で受け付けます。

問合せ 子育て支援課

☎4444・3173

寄附



寄附のお礼

榊原 克様

美和中学校サッカー部へボードスタンド、トレーニングハードル2セット

ご厚意ありがとうございました。

問合せ 総務課

☎4444・1711

募集



ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業サポーター募集

業務内容 ひとり親家庭の中学生を対象とした生活・学習の支援

応募資格 子どもが好きな方・学習支援に関心のある方、資格・経験は問いません。

開催場所 甚目寺会館

開催日時 毎週月曜日午後5時30分から9時まで

※その他詳細につきましてはお問い合わせください。

問合せ 子育て支援課

☎4444・3173

福祉



手当支給日のご案内

2月は、特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の支給月です。

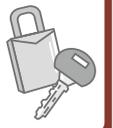
2月8日(金)に振り込む予定です。

ので、ご確認ください。

問合せ 社会福祉課

☎4444・3135

防犯



こんな電話がかかってきたら要注意
キャッシュカードを持ってATMへは「還付金詐欺」

- ①市役所職員をかたり「保険の過払い金があり、返金したいのですが銀行口座と携帯番号は何番ですか？」等と電話が入る。
- ②銀行口座、携帯番号を教えると、犯人が「キャッシュカードだけを持ってATMへ行ってください」等と指定し、ATMに着いたら折り返し電話を待つよう指示する。
- ③ATMに着くと犯人からの折り返し電話があり、犯人の指示で操作したところ、相手口座に現金を振り込む結果となり、現金をだまし取られてしまう。

被害防止のポイント

・ATMで還付金は戻りません。不審な電話がかかってきたら、1人で考えず、家族・警察に相談しましょう。

・日頃から留守番電話に設定し、不審な電話には出ないようにしましょう。

問合せ 安全安心課

☎4444・0862

あま市月別 窃盗犯発生状況(暫定値)

手口	平成30年11月中 認知件数	前月比
侵入盗 (空き巣など)	3件	-4件
乗物盗 (自動車盗など)	9件	-5件
非侵入盗 (車上ねらいなど)	15件	-10件
計	27件	-19件

